

第48号議案

令和2年11月27日
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和2年11月24日付2議事第317号及び令和2年11月24日付2議事第318号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

I 令和2年11月24日付2議事第317号による照会

議案名	
1	第189号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第190号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
3	第191号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第196号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

II 令和2年11月24日付2議事第318号による照会

議案名	
1	第188号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
2	第192号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
3	第193号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第194号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
5	第195号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和2年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容																																					
期 末 手 当 第21条第2項 第3項	<p>【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】</p> <p>○ 期末手当の支給割合を下表のとおり改正</p> <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和2年 12月期</th> <th>令和3年 6月期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">再任用 以外</td> <td style="text-align: center;">非管理職</td> <td style="text-align: center;">1.30</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td style="text-align: center;">1.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">1.10</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">0.90</td> <td style="text-align: center;">0.95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定職</td> <td style="text-align: center;">0.70</td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td style="text-align: center;">0.675</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">再任用</td> <td style="text-align: center;">非管理職</td> <td style="text-align: center;">0.725</td> <td style="text-align: center;">0.675</td> <td style="text-align: center;">0.70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理職</td> <td style="text-align: center;">0.625</td> <td style="text-align: center;">0.575</td> <td style="text-align: center;">0.60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定職</td> <td style="text-align: center;">0.375</td> <td style="text-align: center;">0.325</td> <td style="text-align: center;">0.35</td> </tr> </tbody> </table>	適用区分		現行	改正後		令和2年 12月期	令和3年 6月期以降	再任用 以外	非管理職	1.30	1.20	1.25	課長	1.10	1.00	1.05	部長	1.00	0.90	0.95	指定職	0.70	0.65	0.675	再任用	非管理職	0.725	0.675	0.70	管理職	0.625	0.575	0.60	指定職	0.375	0.325	0.35
適用区分					現行	改正後																																
		令和2年 12月期	令和3年 6月期以降																																			
再任用 以外	非管理職	1.30	1.20	1.25																																		
	課長	1.10	1.00	1.05																																		
	部長	1.00	0.90	0.95																																		
	指定職	0.70	0.65	0.675																																		
再任用	非管理職	0.725	0.675	0.70																																		
	管理職	0.625	0.575	0.60																																		
	指定職	0.375	0.325	0.35																																		
施 行 期 日 附則	<p>公布の日（令和2年11月30日予定）</p> <p>ただし、令和3年6月期以降の支給割合の改正は、令和3年4月1日</p>																																					

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「1」と同様の改正を行う。

3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和2年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 該 当 条 文	内 容								
特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用 第5条第1項 第2項	【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 ○ 期末手当の支給割合を下表のとおり改正 (単位：月分) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和2年 12月期</th> <th>令和3年 6月期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.75</td> <td>1.70</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正後		令和2年 12月期	令和3年 6月期以降	1.75	1.70	1.725
現行	改正後								
	令和2年 12月期	令和3年 6月期以降							
1.75	1.70	1.725							
施 行 期 日 附則	公布の日（令和2年11月30日予定） ただし、令和3年6月期以降の支給割合の改正は、令和3年4月1日								

4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「3」と同様の改正を行う。

5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

防疫等業務手当の支給額の特例適用期限を延長するため、所要の改正を行う。

項 該 目 該 当 条 文	内 容
防疫等業務手当に関する措置 本体附則第4項 ただし書	【特例適用期限の延長】 ○ 「令和3年1月31日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。」→令和3年3月31日まで延長 ○ 支給が失効日以後になる場合は有効
施 行 期 日 附則	公布の日（令和2年12月23日予定）

6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

旅費制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
用語の意義 第2条第1項第5号	【文言整備】 「都」→「東京都（以下「都」という。）」
旅費の支給 第3条第2項第2号	【帰住旅費の支給対象見直し】 ○ 退職時の在勤地に「被災地支援の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事することを目的とした都の区域外の在勤地」を追加
旅行命令等 第4条第4項	【旅行命令の見直し】 ○ 口頭による旅行命令の対象に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき」を追加
旅費の種類 第6条第7項	【旅行雑費の見直し】 （現行） ・旅行中の日数に応じ一日当たりの定額 ↓ （改正案） ・出張（外国旅行における近接地外の出張を除く。）又は近接地内の赴任：実費額 ・近接地外の出任：旅行中の日数に応じ一日当たりの定額
旅費の計算 第9条第1項 第11条	【旅行雑費の見直しに伴う規定整備】 ○ 旅行雑費の定額支給廃止に伴い「旅行雑費」の文言を削除
近接地内旅費 第15条第2号	【旅行雑費の見直しに伴う規定整備】 （現行） ・引き続き5時間以上かつ在勤庁から1kmを超える旅行（200円） （改正案） ・別表第一に規定
旅行雑費 第24条第1項 第2項 別表第一	【旅行雑費の見直し】 ○ 旅行雑費の額（別表第一） （現行） ・一日につき1,100円 ↓ （改正案） ・公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額 ・近接地外の出任 一日につき1,100円

日当、宿泊料及び食卓料 第35条	【旅行雑費の見直しに伴う文言整備】 ○ 第24条の規定改正に伴う文言整備
施行期日 附則第1項	令和3年4月1日
経過措置 附則第2項	・ 施行日以後に出発する旅行から適用する。 ・ 施行日前に出発した旅行については、従前の例による。

<参考> 旅行雑費の見直し内容

主な旅行区分等				旅行雑費等の額		通話料金等
				現行	改正案	
出張	内国	近接地内	5時間未満又は在勤庁から1km以下	—	—	実費
			5時間以上かつ在勤庁から1km超	200円	定額廃止	実費
	近接地外	鉄道200km等未満	550円	交通費 実費	実費	
		鉄道200km等以上	1,100円			
	外国	近接地内	5時間未満又はIn勤庁から1km以下	—	—	実費
			5時間以上かつIn勤庁から1km超	200円	定額廃止	
近接地外		日当	同左			
赴任	内国	近接地内	5時間未満又はIn勤庁から1km以下	—	—	実費
			5時間以上かつIn勤庁から1km超	200円	定額廃止	実費
	近接地外	鉄道200km等未満	550円	同左		
		鉄道200km等以上	1,100円	同左		

7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限 第10条の2第2項	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者又は二親等内の親族」 → 「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
施行期日 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、附則第2項の規定は公布の日（令和2年12月23日予定）
経過措置 附則第2項	改正後の条例に関する深夜勤務の制限、超過勤務の免除、超過勤務の制限、短期の介護休暇、介護休暇及び介護時間に係る請求等は施行の前においても行うことができる。

8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「7」と同様の改正を行う。

9 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

押印に係る規定の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
宣 誓 書 別記様式1 別記様式2 別記様式3 別記様式4 別記様式5	【様式の改正】 ○ 新たに職員となった者が署名する宣誓書の様式から「印」を削除 ○ 文言整備 「且つ」→「かつ」 「当る」→「当たる」 「並びに」→「及び」
施行期日 附則	公布の日（令和2年12月23日予定）

【参考】別記様式1（公営企業職員、教育公務員、警察職員及び消防職員を除くその他の職員）

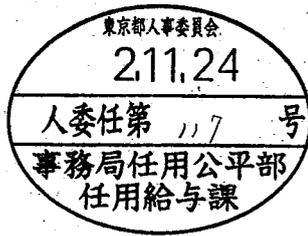
宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

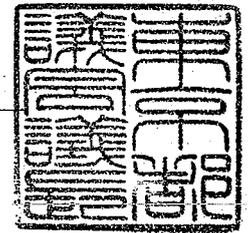
氏 名



2 議事第 3 1 7 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
石 川 良

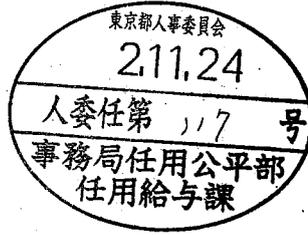


「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 2 年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

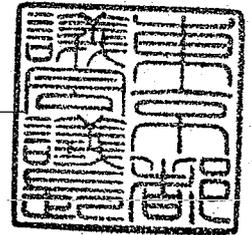
- 1 第 1 8 9 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 9 0 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 9 1 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 9 6 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



2 議事第 3 1 8 号
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
石 川 良



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 2 年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 8 8 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 9 2 号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 9 3 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 9 4 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 1 9 5 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）
- 6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（10頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（13頁）
- 8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（14頁）
- 9 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（15頁）

第百八十九号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分		割	
		六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの		百分の百三十	百分の百二十
	二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下この条において「行(一)四級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)四級等職員」と総称する。）		百分の百十

第百八十九号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<p>三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員（以下この条において「行(一)五級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)五級等職員」と総称する。）</p>	<p>百分の百</p>	<p>百分の九十</p>
<p>四 指定職給料表の適用を受ける職員</p>	<p>百分の七十</p>	<p>百分の六十五</p>

第二十一条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項の表中

<p>百分の百三十</p>	<p>百分の百二十</p>
<p>百分の百十</p>	<p>百分の百</p>

<p>百分の百二十五</p>	<p>百分の百二十五</p>
<p>百分の百五</p>	<p>百分の百五</p>

百分の百	百分の九十
百分の七十	百分の六十五

を

百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

に改め、同条第三項中

「割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の上欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」に、「割合の欄の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」を「中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。

第百九十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分	割 合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百二十
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	百分の百

第二十四条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百

分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百十	百分の百三十
百分の百	百分の百二十

を

百分の百五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百二十五

に改

め、同条第三項中「割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」を「中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」を「中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。

第九十号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七十五」との下に「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。

第九十号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第百九十一号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十五」との下に「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。

第百九十一号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 一

第九十三号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「定める日」の下に「（以下「失効する日」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長するほか、所要の改正を行う必要がある。

第百九十二号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「都」を「東京都（以下「都」という。）」に改める。

第三条第二項第二号中「の在勤地」の下に「又は被災地支援の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事することを目的とした都の区域外の在勤地」を加える。

第四条第四項ただし書中「ただし、」の下に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は」を加え、「又は記録をし、これを提示」を「若しくは記録をし、これを提示」に改める。

第六条第七項中「旅行雑費は、」の下に「出張（外国旅行における近接地外の出張を除く。）又は近接地内の赴任の場合にあつては実費額により、近接地外の赴任の場合にあつては」を加える。

第九条第一項中「又は旅行雑費」を削る。

第十一条中「、旅行雑費」を削る。

第十五条第二号中「引き続き五時間以上の旅行で、在勤庁から一キロメートルを超える場合には、二百円の額の」を「別表第一に規定する」に改める。

第二十四条第一項中「の定額」を「に規定する額」に改め、同条第二項中「の旅行」の下に「（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）」を加え、「定額」を「規定による額」に改める。

第百九十二号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第三十五条第三項中「第二十四条第二項中」の下に「「旅行（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）とあるのは「旅行」と、」を、「「日当」と」の下に「、「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と」を加える。

別表第一(一)の項中

旅行雑費（一日につき）		甲地方		乙地方	
		一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一、一〇〇円		甲地方		乙地方	
		一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

を

旅行雑費（一日につき）		宿泊料（一夜につき）	
出張又は近接地内の赴任	近接地外の赴任	甲地方	乙地方
公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額	一、一〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円
		一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

社会情勢の変化に伴い、出張等に係る旅行雑費の定額支給を廃止するとともに、旅行命令等に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

第百九十四号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十条の二第二項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条の二に規定する深夜勤務の制限、同条例第十条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十条の三に規定する超過勤務の制限、同条例第十六条に規定する短期の介護休暇、同条例第十七条に規定する介護休暇及び同条例第十七条の二に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

介護と仕事との両立を支援するため、介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大する必要がある。

第百九十五号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第十一条の二第二項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二に規定する深夜勤務の制限、同条例第十一条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十一条の三に規定する超過勤務の制限、同条例第十七条に規定する短期の介護休暇、同条例第十八条に規定する介護休暇及び同条例第十八条の二に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

介護と仕事との両立を支援するため、介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大する必要がある。

第百八十八号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
別記様式一から様式三までの規定中「且つ」を「かつ」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記様式四中「当る」を「当たる」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記様式五中「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に、「氏 名 印」を

「氏 名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改める必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（12頁）
- 4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（16頁）
- 5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（18頁）
- 6 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（19頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（24頁）
- 8 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（25頁）
- 9 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（26頁）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）新旧対照表（抄）（第一条関係）

改正案

第一条から第二十条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十一条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員の区分	割合	
	六月に支給する 場合	十二月に支給 する場合
一 前項に掲げる職員のうち 二から四までに掲げる職員 以外のもの	百分の百三十	百分の百二十
二 行政職給料表(一)の適用を 受ける職員のうちその属す る職務の級が四級である職 員(以下この条において「行 員(以下この条において「行 (一)四級職員」という。)又は 指定職給料表以外の給料表 の適用を受ける職員のうち 行(一)四級職員に相当する職 員であつて、その職務の複 雑、困難及び責任の度等を 考慮して東京都規則で定め るもの(以下「行(一)四級等 職員」と総称する。)	百分の百十	百分の百

現行

第一条から第二十条まで（略）

（期末手当）

第二十一条（略）

2（略）

職員の区分	割合	
	六月に支給する 場合	十二月に支給 する場合
前項に掲げる職員のうち次に 掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百三十
行政職給料表(一)の適用を受け る職員のうちその属する職務 の級が四級である職員(以下 この条において「行(一)四級職 員」という。)又は指定職給料 表以外の給料表の適用を受け る職員のうち行(一)四級職員に 相当する職員であつて、その 職務の複雑、困難及び責任の 度等を考慮して東京都規則で 定めるもの(以下「行(一)四級 等職員」と総称する。)	百分の百十	百分の百十

<p>三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)</p>	百分の百	百分の九十
<p>四 指定職給料表の適用を受ける職員</p>	百分の七十	百分の六十五

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表の一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

<p>行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)</p>	百分の百	百分の百
<p>指定職給料表の適用を受ける職員</p>	百分の七十	百分の七十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる割合は、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の百三十	百分の七十二・五
百分の百十	百分の六十二・五
百分の百	百分の六十二・五
百分の七十	百分の三十七・五

4及び5 (現行のとおり)
第二十一条の二から第二十三条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第七まで (現行のとおり)

4及び5 (略)
第二十一条の二から第二十三条まで (略)
別表第一から別表第七まで (略)

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）新旧対照表（抄）（第二条関係）

改正案

第一条から第二十条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十一条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員の区分	一 前項に掲げる職員のうち 二から四までに掲げる職員 以外のもの	割合
	六月に支給する 場合	十二月に支給 する場合
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員(以下この条において「行(一)四級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)四級等職員」と総称する。)	百分の百二十五	百分の百五

現行

第一条から第二十条まで（略）

（期末手当）

第二十一条（略）

2（略）

職員の区分	一 前項に掲げる職員のうち 二から四までに掲げる職員 以外のもの	割合
	六月に支給する 場合	十二月に支給 する場合
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員(以下この条において「行(一)四級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)四級等職員」と総称する。)	百分の百十	百分の百

三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)	百分の九十五	百分の九十五
四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の六十	百分の六十

3

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、同表三の項中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、同表四の項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする。

三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)	百分の百	百分の九十
四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の七十	百分の六十五

3

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項割合の欄の上欄中「百分の百二十・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項割合の欄の上欄中「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

4及び5 (現行のとおり)
第二十一条の二から第二十三条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第七まで (現行のとおり)

4及び5 (略)
第二十一条の二から第二十三条まで (略)
別表第一から別表第七まで (略)

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）

改正案

第一条から第二十三条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十四条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員の区分	割合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百二十
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	百分の百

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十

二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは

「百分の六十七・五」と、同表二の項割合の欄の上欄中「百分の

新旧対照表（抄）（第一条関係）

現行

第一条から第二十三条まで（略）

（期末手当）

第二十四条（略）

2（略）

職員の区分	割合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外のもの	百分の百三十	百分の百三十
教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	百分の百十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百

分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十

とあるのは「百分の六十二・五」とする。

「百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄
中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4及び5 (現行のとおり)

第二十四条の二から第二十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

4及び5 (略)

第二十四条の二から第二十五条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案

第一条から第二十三条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十四条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員 の 区 分	一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	割	
		六月に支給する場合	十二月に支給する場合
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百五	合	
		百分の百五	百分の百五

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、同表一の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。

現行

第一条から第二十三条まで（略）

（期末手当）

第二十四条（略）

2（略）

職員 の 区 分	一 前項に掲げる職員のうち二に掲げる職員以外のもの	割	
		六月に支給する場合	十二月に支給する場合
二 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上である職員又は事務職員給料表若しくは技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下「教育五級等職員」と総称する。）	百分の百十	合	
		百分の百	百分の百二十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項割合の欄の上欄中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表一の項割合の欄の上欄中「百分の

4及び5 (現行のとおり)

第二十四条の二から第二十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

「百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、同項割合の欄の下欄中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

4及び5 (略)

第二十四条の二から第二十五条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号） 新旧対照表（抄）

【第一条関係】

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。</p>
<p>2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京</p>	<p>2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京</p>

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (現行のとおり)

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (略)

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号） 新旧対照表（抄）

【第二条関係】

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。</p>
2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京	2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (現行のとおり)

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (略)

【第一条関係】

改 正 案	現 行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

【第二条関係】

改 正 案	現 行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（現行のとおり）</p> <p>4 前項の規定は、令和三年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四十五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 前項の規定は、令和三年一月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>5及び6（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （用語の意義）</p> <p>第二条（現行のとおり） 一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 赴任 東京都（以下「都」という。）の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続き採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。</p> <p>六から九まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり） （旅費の支給）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 職員（人事委員会規則で定める者を除く。）が、島しよの区域内の在勤地又は被災地支援の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事することを目的とした都の区域外の在勤地において人事委員会規則で定める事由により退職となり、その退職の</p>	<p>第一条（略） （用語の意義）</p> <p>第二条（略） 一から四まで（略）</p> <p>五 赴任 都の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続き採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。</p> <p>六から九まで（略）</p> <p>2及び3（略） （旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員（人事委員会規則で定める者を除く。）が、島しよの区域内の在勤地において人事委員会規則で定める事由により退職となり、その退職の日の翌日から一月以内に旧在勤地を出発して、人事委員会規則で定める本邦の地域に帰住した場合には、当該職</p>

日の翌日から一月以内に旧在勤地を出発して、人事委員会規則で定める本邦の地域に帰住した場合には、当該職員

三から八まで (現行のとおり)

3から6まで (現行のとおり)

(旅行命令等)

第四条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、内国旅行(宿泊を要しない場合に限る。)のうち近接地内に出張を命じるとき又は旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載若しくは記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5から7まで (現行のとおり)

第五条 (現行のとおり)

(旅費の種類)

第六条 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

7 旅行雑費は、出張(外国旅行における近接地外の出張を除く。)

又は近接地内の赴任の場合にあつては実費額により、近接地外の

三から八まで (略)

3から6まで (略)

(旅行命令等)

第四条 (略)

2及び3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5から7まで (略)

第五条 (略)

(旅費の種類)

第六条 (略)

2から6まで (略)

7 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

赴任の場合にあつては旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

8から14まで (現行のとおり)

第七条及び第八条 (現行のとおり)

第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数十五日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の二に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 (現行のとおり)

第十条 (現行のとおり)

第十一条 一日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第十二条から第十四条まで (現行のとおり)

(近接地内旅費)

第十五条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 別表第一に規定する旅行雑費

三及び四 (現行のとおり)

第十六条から第二十三条まで (現行のとおり)

8から14まで (略)

第七条及び第八条 (略)

第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当又は旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数十五日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の二に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 (略)

第十条 (略)

第十一条 一日の旅行において、日当、旅行雑費又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当、旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第十二条から第十四条まで (略)

(近接地内旅費)

第十五条 (略)

一 (略)

二 引き続き五時間以上の旅行で、在勤庁から一キロメートルを超える場合には、二百円の額の旅行雑費

三及び四 (略)

第十六条から第二十三条まで (略)

(旅行雑費)

第二十四条 旅行雑費の額は、別表第一に規定する額による。

2 鉄道二百キロメートル未満又は水路若しくは陸路百キロメートル未満の旅行(近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。)の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額の二分の一に相当する額による。

3 (現行のとおり)

第二十五条から第三十四条まで (現行のとおり)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第三十五条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項並びに第二十六条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「旅行(近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。)」とあるのは「旅行」と、「旅行雑費」とあるのは「日当」と、「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三十六条から第四十四条まで (現行のとおり)

別表第一 国内旅行の旅費(第十五条、第二十四条―第二十八条、

第三十条関係)

(一) 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

(旅行雑費)

第二十四条 旅行雑費の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道二百キロメートル未満又は水路若しくは陸路百キロメートル未満の旅行の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 (略)

第二十五条から第三十四条まで (略)

(日当、宿泊料及び食卓料)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項並びに第二十六条第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「旅行雑費」とあるのは「日当」と読み替えるものとする。

第三十六条から第四十四条まで (略)

別表第一 国内旅行の旅費(第十五条、第二十四条―第二十八条、

第三十条関係)

(一) 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

別表第二 (現行のとおり) (二) 移転料 (現行のとおり)	区分 旅行雑費 (一日につき)	出張又は 近接地内 の赴任	近接地外 の赴任	一、一〇〇円	指定職 の職務 にある 者	五級以 下の職 務にあ る者	
	宿泊料 (一夜につき)	甲地方	(現行の とおり)	(現行の とおり)	得ず負担 した通話 料金等の 額	(現行の とおり)	
	食卓料 (一夜 につき)	乙地方	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)
	(二日につ き)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (略) (二) 移転料 (略)	区分 旅行雑費 (一日につき)	出張又は 近接地内 の赴任	近接地外 の赴任	一、一〇〇円	指定職 の職務に ある者	五級以下 の職務に ある者
	宿泊料 (一夜につき)	甲地方	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(略)	(略)
	食卓料 (一夜 につき)	乙地方	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(略)	(略)
	(二日につ き)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>第一条から第十条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十条の二（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十条の二の二から第二十条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第十条の二の二から第二十条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第十一条の二（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3（現行のとおり） 第十一条の二の二から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第十一条の二（略）</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略） 第十一条の二の二から第二十一条まで（略）</p>

改正案

現行

第一条から第三条まで（現行のとおり）

第一条から第三条まで（略）

別記様式一（公営企業職員、教育公務員、警察職員及び消防職員を除くその他の職員）

別記様式一（公営企業職員、教育公務員、警察職員及び消防職員を除くその他の職員）

宣誓書

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年月日

年月日

氏名

氏名印

様式二（公営企業職員）

様式二（公営企業職員）

宣誓書

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年月日

年月日

氏名

氏名印

様式三（教育公務員）

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年月日

氏名

様式四（警察職員）

宣誓書

私は、日本国憲法、法令、条例その他の諸法規を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従って、公正に警察職務の遂行に当たることを厳粛に誓います。

年月日

氏名

様式五（消防職員）

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、東京都民の奉仕者として良心のみに従って誠実かつ公正に職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日

氏名

様式三（教育公務員）

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年月日

氏名印

様式四（警察職員）

宣誓書

私は、日本国憲法、法令、条例その他の諸法規を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従って、公正に警察職務の遂行に当たることを厳粛に誓います。

年月日

氏名印

様式五（消防職員）

宣誓書

私は、日本国憲法並びに法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、東京都民の奉仕者として良心のみに従って誠実且つ公正に職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日

氏名印